

社説

進歩黨の糾議

第三章

に器械を使ふは即ち運転師の任にして器械の逆轉を恐
れて手を空うするは畢竟其任に堪へざるものなり屬僚
の物論は以て違約の口實と爲す可らず或は三年唱かず
唱かば將さに人を罵かさんとするか今世は甚だ多忙
にして人は皆性急なり大に人を罵さんとして然々歲月
を送らば其間に漸く人望を失ふて自から内閣を去らざ
る可らざるみどりなり遂に一事をも成す能はずして獨
り不名譽を遺さんのみ斯の如く右より論するも左より
見るも遼に行ふの理由みそあれ緩慢に附し去るの口實
は一もなきとなれば今日の要は只決斷の一事をして断
じて行へば鬼神も遵くるとかや右を顧み左に進慮して
躊躇逡遡すれば故障は四方八面より起りて到底實行
の期はある可らず我輩は固より難きを責めて徒に人の
困却を喜ぶものに非ず今の閥員等が前日野に在りしと
き人に公言せし所のものを捕へ来て一々其實行を求む
るものに非ず放言壯語は政治家の常として看過するも
ののなれども既に責任の地位に立ち責任ある席に於て公
然世間に差出したる譯文に至ては實行を促さるを得
ず當局者も亦是れ次第は必ず實行する積りにて公約し
たるものならん其公約の履行如何に依て進歩黨の向背
も定まる可く内閣の強弱も決す可く世の物論も自から
歸す可き所に歸す可し即ち我輩の敢て實行を促す所以
なり

之二
三十一年二月三日